

対象となる事業

手続の対象となる事業には、必ず環境影響評価を行う「第一種事業」と、特定地域で実施されるときに環境影響評価の必要性を個別に判定する手続を行う「第二種事業」があります。

事業の種類		規模要件	
		第一種事業	第二種事業
1 道路	国道・道道・市道 その他の道路	4車線以上かつ長さ5km以上	2車線以上かつ長さ3km以上
	林道	幅員6.5m以上かつ長さ10km以上	幅員6.5m以上かつ長さ4km以上
2 河川	ダム	貯水面積50ha以上	貯水面積20ha以上
	せき 堰	湛水面積50ha以上	湛水面積20ha以上
	放水路	改変面積50ha以上	改変面積20ha以上
3 鉄道等	普通鉄道、軌道	長さ5km以上	長さ2km以上
4 飛行場	飛行場の設置 滑走路の新設	滑走路の長さが1,250m以上	すべて
	滑走路の延長	250m以上(延長後の滑走路の長さが1,250m以上となるものに限る。)	
5 発電所	水力発電所	出力15,000kw以上	出力 6,000kw以上
	火力発電所	出力75,000kw以上	出力30,000kw以上
	地熱発電所	出力 5,000kw以上	出力 2,000kw以上
6 廃棄物処理施設	最終処分場	埋立面積15ha以上	埋立面積6ha以上
	その他の処理施設	施行区域面積15ha以上又は 焼却処理能力1日100トン以上	施行区域面積6ha以上又は 焼却処理能力1日40トン以上
7 下水処理施設		計画処理人口10万人以上等	計画処理人口4万人以上等
8 特定工場		排出ガス量1時間40,000m ³ 以上又は 排出水量1日5,000m ³ 以上	排出ガス量1時間16,000m ³ 以上又は 排出水量1日2,000m ³ 以上
9 大規模建築物		延べ面積10万m ² 以上かつ 高さ100m以上	延べ面積4万m ² 以上かつ 高さ40m以上
10 土地区画整理事業		面積50ha以上	面積20ha以上
11 新住宅市街地開発事業		面積50ha以上	面積20ha以上
12 流通業務団地造成事業		面積50ha以上	面積20ha以上
13 工業団地造成事業		面積50ha以上	面積20ha以上
14 住宅団地造成事業		面積50ha以上	面積20ha以上
15 農用地造成事業		面積50ha以上	面積20ha以上
16 レクリエーション施設		面積50ha以上	面積20ha以上
17 土石採取事業		面積20ha以上	———
18 建築物その他の工作物の新設又は増改築を 目的として行われる一連の土地の形状の変 更(1～17を除く)の事業		面積50ha以上	面積20ha以上
19 複合開発事業(10～18までに掲げる事業 種を複合して行う事業)		面積50ha以上等	面積20ha以上

(注1) この表は、条例施行規則別表1を要約したものです。具体の事業への適用にあたっては、規則別表1を参照して下さい。

(注2) これらの事業が環境影響評価法の対象事業であるときは、この条例は適用されません。